

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年11月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第2200294号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第2200093号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年5月25日から昭和20年8月31日まで

夫 (訂正請求記録の対象者) は、請求期間に、海軍施設において陸軍又は海軍の「軍属」としての処遇を受けていたことから、請求期間を旧令共済組合員期間と認めて、厚生年金保険法附則第28条の2を適用し、厚生年金保険の被保険者期間とすべきである。

第3 判断の理由

厚生年金保険法 (以下「法」という。) は、法第28条の原簿 (以下「厚生年金保険原簿」という。) に記録された自己 (法第28条の2第2項の読み替えにより厚生年金保険原簿の訂正の請求ができる者を含む。以下同じ。) に係る特定厚生年金保険原簿記録 (第1号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。) が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる規定している (法第28条の2第1項及び第2項)。

特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、「被保険者の種別及び基金の加入員であるか否かの区別、賞与の支払年月日、保険給付に関する事項、離婚時みなし被保険者期間並びに離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項、被扶養配偶者みなし被保険者期間並びに被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項」と規定されている (厚生年金保険法施行規則第11条の2)。

本件訂正請求は、旧陸軍共済組合等 (旧令共済) の組合員期間を請求対象としているところ、当該期間は特定厚生年金保険原簿記録に含まれない。

よって、本件訂正請求は法第28条の2第1項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。